

政令第百五十五号

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十九号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（港湾法施行令の一部改正）

第一条 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三号イ中「第二十二条第二号」を「第二十二条第三号」に改める。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第六項第六号中「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に改める。

附 則

この政令は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年七月一日）から

施行する。